

## ごみ処理袋等指定販売店募集要綱

### 1 指定販売店の主な業務

- (1) ごみ処理袋等の販売
- (2) ごみ処理手数料の納付
- (3) ごみ処理袋等の在庫管理及び補充連絡
- (4) 市が配布する取扱所表示用シールの掲示

### 2 販売するごみ処理袋等及び販売委託料

(税込)

区 分		容量等	梱包方法	販売価格	販売委託料の額
ごみ処理袋	燃えるごみ用	10リットル	四つ折り、10枚1組、外装袋入り	100円	33.0円
		20リットル		130円	
		30リットル		200円	
		45リットル		300円	
	燃えないごみ用	30リットル	四つ折り、5枚1組、外装袋入り	45円	16.5円
粗大ごみ(小)用	45リットル	四つ折り、5枚1組、外装袋入り	1,550円	3.30円	
		ごみ処理袋1枚	310円		
ごみ処理券	燃えるごみ用	縦6cm 横9cm	5枚1組(1シート)、外装袋入り	150円	16.5円
	粗大ごみ(大・中)用	縦9cm 横12cm	1枚(1シート)、外装袋入り	630円	3.30円

※ ごみ処理袋の材質は、高密度ポリエチレンの再生品です。

※ 販売価格は、1組当たりの金額(消費税込み)です。(粗大ごみ小用の販売は原則1組単位としていますが、市民が1枚単位の購入を希望した場合において1枚売りを実施願います。)

※ 外装袋にJANコードを表示しますので、POSシステムによる商品管理が可能です。

### 3 販売及び販売代金の流れ

- (1) 作成から販売まで

**作成**

市がごみ処理袋等を作成します。



**保管**

市がごみ処理袋等を保管倉庫に一時保管します。



**配送**

指定販売店からの配送依頼を受付け、保管場所から指定販売店まで配送します。

ただし、指定販売店が市外の場合は、受付けセンターまで受取りに来てください。

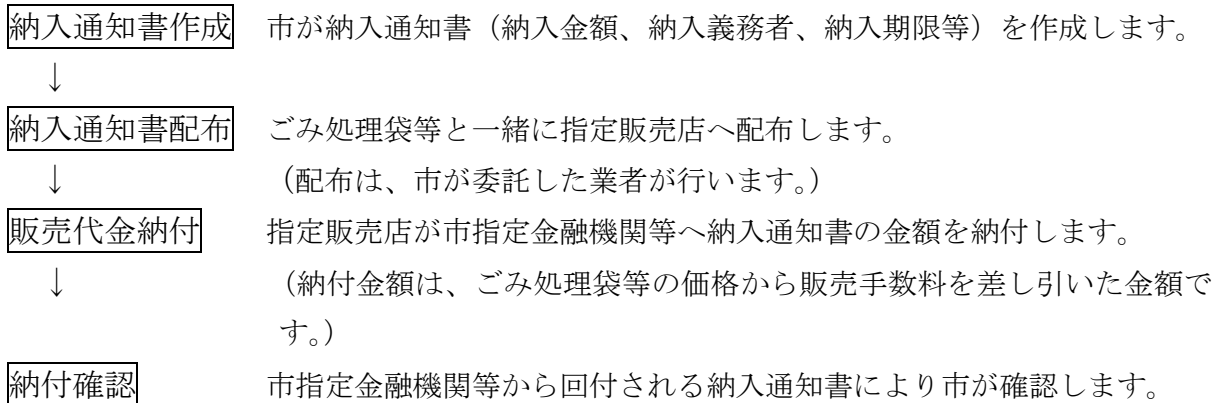


(配送依頼の受付及び配送は、市が委託した業者が行います。)

**販売**

指定販売店に販売をお願いします。

(2) 販売代金



4 ごみ処理袋等の注文

- (1) ごみ処理袋等の注文は、市の委託業者へ直接申し込んでください。
- (2) 注文数量は、指定販売店における1箇月分程度の販売見込数としてください。
- (3) 注文受付等

区 分	内 容
日 時	毎週月曜日から土曜日まで（祝日を含む。ただし、12月29日から1月3日までを除く。） 9:00～16:30
注 文 先	ごみ処理袋等受付センター（市の委託業者） F A X 番 号 0 2 9 4 - 2 1 - 5 3 2 6 電 話 番 号 0 2 9 4 - 2 1 - 5 3 2 6
方 法	F A X（別紙注文書利用）又は電話
期 限	配 送：希望日の前々日まで センター受取：受取り希望日の3日前まで

(4) 指定販売店への配送日時

配 送 日	配 送 時 間
毎週月曜日から金曜日	9:00～12:00 13:00～16:00

※ ただし、市外店舗の場合は、上記の曜日、時間内に受付センターまで受取りに来てください。

## 5 ごみ処理袋等の受領

ごみ処理袋等を受領したときは、種類及び数量を確認のうえ、市が委託した係員が配送時に渡す受領書に、受託者(契約者)又は指定販売店責任者の受領印を、押印してください。

■ 受領後の返還、変更はできません。十分に確認してから受領してください。

なお、受領時に疑義が生じたときは、配送時速やかに受付センター（電話0294-21-5326）まで連絡し、内容を確認してください。注文の数量通りにお届けしている場合は、変更はできませんので、あらかじめご了承ください。

## 6 ごみ処理手数料の納付及び販売委託料の支払い

(1) ごみ処理袋等と一緒に、ごみ処理手数料納入通知書兼領収証書を配送するので、記載事項を確認のうえ、日立市指定金融機関等（別紙参照）へ納付してください。

※ 日立市指定金融機関等以外の金融機関から納付することもできますが、振込手数料が発生する場合、甲の負担となります。

(2) 販売委託料は、ごみ処理手数料から繰替えて支払うので、日立市指定金融機関等へ納める金額は、ごみ処理手数料から販売委託料を差し引いた後の金額（差引納付額）となります。

なお、販売委託料の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

《例》

(消費税込み)

発注したごみ処理袋等	ごみ処理手数料	販売委託料	差引納付額
燃えるごみ専用(45L)・50組	15,000円……A (@300円×50組)	1,650円………B (@33.0円×50組)	13,350円 (A-B)
粗大ごみ処理券・10枚	6,300円……A (@630円×10枚)	33円………B (@3.30円×10枚)	6,267円 (A-B)
合 計	21,300円	1,683円	19,617円

(3) 納付の期限は、ごみ処理袋等の配送を受けた日の属する月の翌月の末日とします。ただし、その日が日立市指定金融機関等の休日に当たるときは、当該休日の翌日とします。

(4) 納付期限を厳守してください。

## 7 指定販売店表示シール等の掲示

契約締結後、指定販売店表示シールを交付するので、指定販売店の出入口など指定販売店内の見やすい場所に掲示してください。

## 8 その他

- (1) ごみ処理袋等に欠陥があった場合は、交換に応じますので、速やかに市へご連絡ください。
- (2) ごみ処理袋等の盗難、紛失については、指定販売店の責任とします。
- (3) 指定販売店を廃止し、又は指定販売店の名称、所在地等を変更しようとするときは、あらかじめ変更等届出書を市に提出してください。
- (4) 指定販売店を廃止した場合に限り、未販売分のごみ処理袋等がある場合、廃止届と同時に精算の申し出をしてください。なお、未販売分のごみ処理袋等は市に返還してください。
- (5) ごみ処理袋等の購入者から領収書を求められた場合は、指定販売店が対応してください。
- (6) この要綱の記載事項を守らない場合は、契約を停止し、又は解除する場合があります。

## 9 応募できる方

- (1) 家庭用品、食料品、その他各種商品の小売業を営み、店舗を有している方とします。
- (2) 申込時点で店舗がある市町村の市町村税の滞納がない方に限ります。(申請時に店舗がある市町村の市町村税納税証明書(写し可)を1通添付していただきます。)

## 10 申込方法

申請書に必要事項を記入し、直接資源循環推進課へ持参してください。

## 11 申込先・問合せ先

日立市生活環境部資源循環推進課

(〒317-8601 日立市助川町1-1-1 TEL 22-3111 内線 547・569)

## ごみ処理袋等指定販売店申請書

年 月 日

日立市長

(ふりがな)

申請者 商号又は名称

(ふりがな)

代表者氏名

印

住 所 〒

電 話 番 号

下記のとおり、日立市指定ごみ処理袋等の販売をしたいので申請します。

店 舗 の 名 称	
責任者等氏名・役職(※1)	( 役 職 )
営 業 の 種 類(※2)	
主 な 取 扱 品 目(※3)	
営 業 年 数	
営 業 時 間	午 (前・後) 時 分～午 (前・後) 時 分
休 業 日	
連 絡 先	TEL ( ) FAX ( )
店 舗 の 所 在 地	町 丁目 番 号
委 任 状 の 有 無(※4)	有 (別紙) ・ 無

(※1) 申請者と店舗の責任者等が異なる場合のみ記入してください。

(※2) 主となる業種の分類を記入してください。(例 各種食料品小売業、日用雑貨小売業、書籍文具小売業、医薬品小売業)

(※3) 取り扱っている品目の主なものを5品目程度記入してください。

(※4) 申請者が、店舗の責任者等に契約の権限を委任する場合は、別紙委任状を提出してください。

(※5) 申請書は、1店舗につき1枚提出してください。

(※6) 店舗がある市町村の市町村税納税証明書(写し可)を1通添付してください。

① 証明が必要な税目は、申請者に納付義務のあるすべての市町村税(市町村民税、固定資産税(償却資産を含む)、都市計画税及び軽自動車税)とします。

② 本店が市外である場合は、営業所(申請店舗)に係る市町村税の納税証明書とします。

③ 納税証明書の発行日は、最新のものとします。

日立市長殿

委 任 状

私は、 \_\_\_\_\_ を

代理人として、 \_\_\_\_\_ 年 月 日から \_\_\_\_\_ 年 月 日まで の期間、下記の権限を委任  
します。

記

- 1 契約締結の件
- 2 販売委託料の請求及び領収の件
- 3 その他 ( \_\_\_\_\_ )

\_\_\_\_\_ 年 月 日

委任者 \_\_\_\_\_ 印

受任者 \_\_\_\_\_ 印